

令和 6年度

事業計画書

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

社会福祉法人 横手福寿会

〒019-0703 秋田県横手市増田町吉野字梨木塚100-1

< 目 次 >

1. 社会福祉法人横手福寿会 基本理念	1
2. 法人運営方針	2
3. 法人組織図	3
4. 介護老人保健施設 りんごの里 福寿園	
・各部門実施計画	4～11
・各種委員会活動方針	12～16
・給食・栄養に対する計画	17
・年間行事計画	18
・年間防災計画	19
・事業計画一覧表	20
5. グループホーム ひだまりの家	
・実施計画・各種委員会の活動方針	21～24
・年間行事計画	25
・年間防災計画	26
・事業計画一覧表	27
6. グループホーム ひなたの家	
・実施計画・各種委員会の活動方針	28～31
・年間行事計画	32
・年間防災計画	33
・事業計画一覧表	34
7. ショートステイ ラ・ポア・ラクテ	
・実施計画・各種委員会の活動方針	35～39
・給食・栄養に対する計画	40
・年間行事計画	41
・年間防災計画	42
・事業計画一覧表	43
8. りんごの里福寿園居宅介護支援センター、りんごの里福寿園訪問介護センター りんごの里福寿園訪問リハビリセンター	
・実施計画の活動方針	44
・事業計画一覧表	45～47
9. りんごの里くらしのサポートセンター	48

社会福祉法人 横手福寿会 基本理念

地域と共に歩み、地域の福祉を担います。

私たちは地域の社会福祉の担い手として、共に暮らしている隣人たちと考え、創り、社会福祉活動を推進していきます。また社会福祉法人としてのあるべき姿を追求し、地域に必要とされる法人を目指します。

- ①当法人は、人間としての尊厳と社会連帯の思想を基本理念とし、公平・公正な法人運営に努めます。
- ②当法人は、常に健全かつ活力ある経営に努めるとともに、民間社会福祉事業としての先駆性・独自性を発揮し、社会の期待に応えます。
- ③当法人は、広く法人・施設の機能を挙げて、地域福祉の充実発展に寄与します。
- ④当法人は、職員の資質の向上を図るとともに勤務条件の改善に努めます。
- ⑤当法人は、相互の親睦・交流を深めるとともに、切磋琢磨を怠らず、進んで研修・研究に努め、社会の発展に応じた広い視野をもって経営にあたります。

令和6年度 社会福祉法人横手福寿会 運営方針

令和6年度は介護報酬の改定が行われ、全体的に若干のプラス改定となっておりますが訪問介護においては基本単価がマイナス改定となっており、厳しい状況が続いております。介護老人保健施設においては、介護給付費の算定が「在宅強化型」となっており、この体制を維持したいと考えています。他の事業所についても、ご利用者へのサービスの向上を図りながら、新しい加算等への対応をしていきたいと考えます。また介護報酬改定に伴い、介護職員処遇改善加算についても改正されます。当法人としてはこの処遇改善加算の改定状況を見定めながら、適切に職員の処遇改善を図りたいと考えています。

新型コロナウイルスが5類へと移行して1年近く経過していますが、実質的にコロナ禍と大きく対応は変わっておりません。事業の稼働自体を中止することは無くなりましたがひとたび感染者が出ると隔離対応やリハビリサービスの一時停止などあります。感染対策はコロナ禍と変わらず実施いたします。

新年度の新卒採用者について介護職員は0名であり、安定した人材の確保は困難となってきました。定年後の再雇用職員も数名勤務延長しており、今後も協力をお願いしていきたいと考えます。有料の紹介会社経由は使いすぎることなく、求人活動を行っていききたいと考えます。

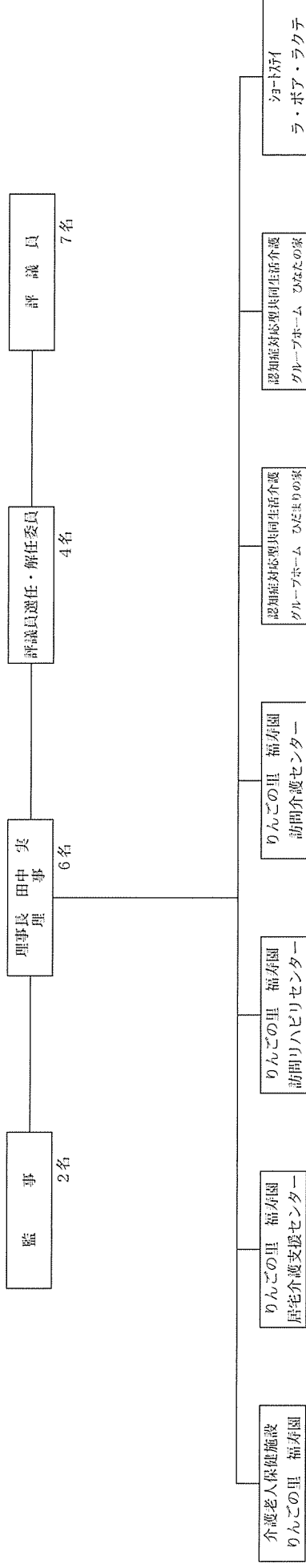
法人の社会貢献活動としての「高齢者くらしのサポートセンター」の地域活動を継続していきます。周辺地域に住む一人暮らし高齢者や老々世帯の方が、住み慣れた自宅で出来る限り生活が出来るにはどのような支援が必要なのかを把握し、小さくとも出来ることがあれば実施したいと考えています。

社会福祉法人として地域での役割を担い、地域に必要とされる施設、職員においても働きやすい環境作りを実施していきたいと考えます。法人全体の安定した運営を図りながらも、ご利用される方への安心と安全、また地域と共に歩む法人を作り上げて参ります。

社会福祉法人 横手福寿会
理事長 田中 実

《 社会福祉法人 横手福寿会 組織図 》

令和 6 年 4月 1日付



介護老人保健施設 りんごの里 福寿園

〈各部門実施計画〉

「看護課部門」

1. 利用者様の疾患や状態を把握し、個々に合わせた看護実践
 - ①個々の状態把握と対応を共通認識できる体制づくり
 - ・情報の共有と留意点を迅速に確認できるシステムの検討
 - ・業務手順を明確にし、安全に統一した対応ができるようにする
 - ②体調の異常時の早期対応、緊急時の対応が迅速になされる体制とする
2. 高齢者の特性からの感染症や感染対策についての知識や対応を周知し迅速に対応する
3. 薬剤や医療用品、備品の現状を把握し管理及びコスト削減を図る

「介護課部門」

1. 利用者様の尊厳を守り、生活機能の維持・向上に努める
 - ①意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場になってサービス提供に努める
 - ・職員や施設の都合で行われてしまう対応の見直しを行う。
 - ・利用者様の自立支援を念頭に置き、自主性のある生活作り。
 - ・利用者様の接し方・言葉遣い・プライバシーに配慮し個人の尊厳を守る。
 - ・要介護者の個別性を尊重し、技術や知識・経験を活かし信頼できる介護サービスを提供する。
 - ②各フロアの特徴を活かした取り組みを実施する
 - 【3F】在宅復帰や自立支援に特化したフロア作り。在宅復帰者の心身状態の維持向上について、更なる取り組みを行う。
 - ・認知機能、排泄機能、運動機能の3つに観点を置き、入所から退所（在宅復帰）までの状態変化を細かく把握・評価していく。定期的な在宅復帰カンファレンスを開催しデータを基に、生活課題に対するケアの方針や改善する為の取り組みについて話し合いを進めていく。
 - ・定期的な一時帰宅、在宅リハビリの推進などご家族への協力を促し、ご家族にも現状や介助方法を把握して頂き、在宅意識を持って頂く。また、実際生活する居住空間を意識したりハビリや定期的に帰宅できる機会を設ける。
 - ・個別リハビリの他、介護職員が担当する自主トレプログラム（集中リハ）を退所日まで毎日行い、利用者様の在宅復帰へのモチベーションを維持していく。入所後から退

所に向けて、個別訓練の機会をより多く持てるよう、心身の情報共有や収集を行いりハビリ課との連携を更に強化していく。

【2F】緩和ケアの継続的な実施。心身ともに安定した穏やかな生活ができるよう援助していく。

- ・食事、排泄、清潔維持の3つに観点をおき、各課との専門的な意見交換を交えて、介護度が高い方への安全な介助方法を徹底する。
- ・体験工房などの工芸活動や茶話会等、生きがいや楽しみのある生活作り。
- ・「最後まで」を過ごされる方への、苦情や心配事を軽減し、自分らしい時間を過ごせる様なケアの提供。

③安全面への配慮、トラブル減少についての取り組み。

- ・ヒヤリハット報告書を活用し、重大事故に至る前に防止する。
- ・受傷防止を念頭に入れた環境面での配慮。定期的な介護機器の点検。
- ・情報共有の徹底、注意力・介護技術を向上し、職員の不注意で起こるトラブルを減少させる。
- ・感染症についての知識を向上させ、対応策の周知徹底、施設内での蔓延を予防する。

2. 介護サービスの向上、人材育成への取り組み強化、離職のない職場作り

- ・知識や技術、対応能力の向上を目的とした施設内研修会の開催。
- ・ブロックやフロアに固執する事無く、広い視野と考えが出来る職員を育成するため、東西またはフロア兼務職員を継続して作っていく。
- ・定期的な業務改善による負担軽減、職場環境の整備。
- ・定期的な職員面談により、職業意欲の向上、働きやすい環境作りにつなげる。
- ・シルバー人材などの地域資源を活用し、介護職員の介護業務以外の負担を軽減する。
- ・課内学習会を定期的で開催し、職員の知識向上に努める。
- ・ICTを取り入れ、活用し、業務効率を図ると共に、業務負担軽減を行っていく。

3. 高齢者虐待防止、身体拘束廃止、感染予防の周知徹底

- ・不適切ケアについて全職員へ徹底した再教育を実施する。高齢者虐待防止委員会・身体拘束廃止委員会をはじめとし、他施設の事例報告など、現状を周知し、どうあるべきか個々に考える場を設ける。
- ・学習会や研修会への積極的に参加を促し、全職員への周知に努める。
- ・定期的に身体拘束カンファレンスを開催し、身体拘束廃止に向けて継続的に活動していく。

「リハビリ課部門」

1. 入所・短期入所

- ①自主性・意欲を引き出すための集団リハビリを行う
 - ・安全、感染予防対策に配慮した活動を提供する
 - ・利用者様のニーズや残存能力に合った活動の提供を目指す
- ②自尊心を支え、自信に繋げる生活リハビリテーションを立案する
 - ・新規入所者様には早期の能力を評価し、介護職員へ申し送る
 - ・自宅と施設の環境の差を少なくし、生活動作が維持されるように努める
 - ・利用者様の状態変化に素早く対応できるよう、介護課と連携を図る。
- ③個々の目標に合わせた個別リハビリテーションを行う
 - ・入所利用者様には週3回、短期入所者様には要望に応じた回数を実施する
 - ・短期集中リハビリテーション加算を算定し、早期の在宅復帰を目指す。
 - ・安全な食事摂取、褥瘡、拘縮予防のためのポジショニングを行い、介護課へ伝達する
- ④各専門職の特性を活かし、利用者様への複合的な理解を深める。
 - ・1名の利用者様に対し複数の職種が関わり、方針やプログラムの見直しを定期的に行う

2. 通所

- ①リハビリテーションマネジメントの強化
 - ・事前訪問やサービス担当者会議へ同行し、生活環境を把握する。チェックシートを活用し、具体的な希望を聞き取る（調査）
 - ・「何のために何をやるのか」を明確にし、分かりやすいリハビリ実施計画書を作成する（計画）
 - ・家族や社会の中に役割を持って生活できるよう、「心身機能」に偏らず「活動」「参加」にバランスよくアプローチする（実行）
 - ・3カ月ごとにリハビリ計画書の見直しを行う（評価・改善）
- ②自己トレーニングの指導や場の提供により自ら健康になろうとする気持ちを支え、自宅での運動習慣を作る
- ③短期集中個別リハビリテーション加算の算定を増やせるよう、通所相談員、ケアマネジャーと連携を図る
- ④リハビリテーションマネジメント加算の算定を狙い、リハビリ会議の実施のための環境整備を行う

3. 職場環境の整備

- ①各部門（入所・通所）の業務を互いに理解し、積極的に協力・意見を出し合える環境を作るため、担当ローテーションを行う
- ②体調不良による長期休業を防ぐため、体調に変化を感じた時に相談しやすい・気づきやすい雰囲気作りに努め、早めに対処する

- ③感染症の発生防止に努め、発生時には蔓延防止とサービス提供を両立できる体制を作る
- ④研修に参加し、知識・技能の伝達を行うことで職員個々のレベルアップを図る
- ⑤後進育成のため実習生を受け入れ、臨床参加型実習を導入し指導を行う

「介護計画課部門」

1. 在宅強化型の維持及び在宅復帰支援の継続

- ①安定的に加算算定できる取り組み。在宅復帰・在宅療養支援機能に対する10項目評価で指標点数の加点を目指す。
 - ・令和6年度改定への対応（入退所前訪問指導の確実な実施）と介護度4.5入所利用者の割合増、痰吸引、経管栄養実施者の増加により指標点数の加点を目指す。
 - ・月々の状況（退所状況、在宅復帰者数）に応じた臨機応変な対応。季節に応じて、入所、短期利用者の割合調整を行い、ベッド回転率、在宅復帰率のいずれかで安定的な指標指数が獲得できるようにしていく。
- ②中間施設として自宅生活を想定した支援の提案や他入居施設の紹介など、ご本人、ご家族が安心感を得られる支援を行う。
 - ・訪問指導による在宅状況の確認を行い、施設入所中の効果的なサービス実施に繋げる。また、多職種による定期カンファレンスにより支援の方向性を情報共有し、利用者個々の目標達成に向けた支援を継続できるようにしていく。
- ③各関係機関（居宅介護支援事業所、サービス事業所、主治医など）との連携を図り、期間入所終了後にスムーズに次サービスが提供できるように支援していく。

2. 稼働率の維持

- ①年間で入所平算85～88%、短期入所8～10%で合算平算95%以上の稼働を目標とする。
 - ・申し込みから面談の連絡調整、書類作成依頼等を速やかに行う。居宅支援事業者、SW、退院支援専従看護師との情報共有を密にし、空床期間の減少に努めていく。
- ②地域性（農業繁忙期）や季節に合わせた短期入所療養介護ベッド数の調整。
 - ・リハビリや介護疲れによるレスパイト目的、医療頻度の高い方など幅広いニーズに対応できるように調整していく。緊急利用や延長など臨機応変に対応できるようにしていく。入所利用者の急な退所に伴う、稼働低下を最小限に防げるようにしたい。

3. 多職種との連携

業務及びタブレット端末、電子記録も活用し多職種間での情報収集・共有に努める。

4. 支援相談員としてのスキル向上

介護支援専門員法定研修に加え、地域開催、職域を越えた幅広い外部研修に参加し、自己研鑽に努める。

5. ケアマネジメント業務

ご利用者及びご家族のニーズを適切に捉え、ご利用者が有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営むことが出来るように支援する。

6. 相談援助

ご利用者、ご家族のみならず、各関係機関等からの総合相談に迅速丁寧に対応する。

「通所リハビリテーション部門」

1. 利用者様の自立を目指し、生きがいのある生き活きとした生活を送れるよう支援する。

- ①生活の中で、能力を活かして過ごして頂けるようリハビリ課との連携を密にして支援していく。
- ②他施設にない特色を出し、個々の目標や希望に合わせて対応する。
(独自の取り組み、プログラム)
- ③余暇活動等を充実させる。(工芸・ゲーム・運動・学習・脳トレ・カラオケなど)
- ④利用者自らが自発的に活動を行えるように職員が仲介する。
- ⑤自己選択・自己決定を尊重したケアの実施。(施設内通貨の内容を充実させる)

2. 利用者様並びにご家族の満足と達成感を得られる、質の高いサービスを提供する。

- ①知識・技術・接遇等の外部研修への積極的な参加、課内学習会の定期開催などにより、職員教育の強化を図る。
- ②サービス業に従事しているという認識を徹底し、プロとしての役割を理解する。
- ③職員の質、介護サービスの質、施設の質を向上する様、自己研鑽に努める。
- ④利用者様のプライバシーを守る。
- ⑤利用者様の人権を尊重し、かつ親近感の持てる礼儀正しさをもって接する。
- ⑥利用者様の希望や考えを代弁し家族や関係事業所等へ適切に発信する。

3. 安全・安心に利用していただける環境づくりに努める

- ①安全を第一とした丁寧な送迎を心掛け、車両事故・送迎時の怪我等起きないように努める。
- ②施設内での安全管理を徹底し、転倒事故等の防止に努める。
- ③利用者様、ご家族様への報告・連絡の徹底。

- ④基本的な感染対策を徹底し、感染症の持ち込みを防止する。
- ⑤職員間の連携、協力を密にして、利用者様と共に楽しく過ごしやすい雰囲気作りを実現する。

4. 働きやすい環境を整備する事による職員の離職防止と有能な人材育成に取り組む。

- ①業務の見直しによって職員の事務作業負担を軽減する。
- ②新人職員へのオリエンテーションに対する適切なフィードバックの実施。
- ③定期的な個人面談実施。
- ④業務や接遇などの評価を定期的に行い職員同士注意し合える環境作りに努める。

「施設管理部門」

年間を通じて施設利用者の方々に安心かつ安全に過ごして頂ける様な環境作りを支える。

1. 施設経費の状況を把握する。

- ①水道の毎日の使用量計測と、1ヶ月の集計を実施する。
- ②水道、各種電気、燃料の使用量及び金額の前年対比とその分析を継続する。

2. 車輛関係

- ①効率よりも安全を基本とし、人身・物損事故のゼロを目指す。
- ②定期的な点検を行い、大きな故障等が起きないように管理していく。
- ③施設車輛の更新時期、夏・冬タイヤ等について長期的に考えて運用していく。

3. 設備の保守・作成

- ①コストに見合った物品の修理及び製作物の選定と実施を継続する。
- ②効率的かつ経済的な空調管理をする。

4. 環境整備関係

- ①施設内外の清掃に努め、消毒等感染予防に努める。
- ②芝生と植栽樹の維持管理を継続する。

5. その他

- ①水道、電気等各種工事の際は、最低でもインフラ面では利用者様に不便をお掛けしない様に作業を進める。

「事務管理課部門」

1. 職場の環境づくり

- ①各課・各事業所とのコミュニケーションを円滑に図り、働きやすい環境をつくる。
- ②職員満足と顧客満足の追求を同時並行して取り組み、業務の効果性と効率性を追求し全職員のモチベーションを高める為の環境づくりを心掛ける。
- ③出来る範囲での各現場をフォローする姿勢を心掛ける。
- ④各部門と協働して、業務継続計画の実施。

2. 事務業務の共有化と標準化を図る。

- ①課内全職員が業務内容を共有し、標準化を図る。
- ②介護保険法、会計基準など各種制度・法律等の理解を深める。
- ③常に新しい情報に目を向け、社会情勢等必要な知識を得る。
- ④数字を扱う業務であるため、ミスのないようチェック体制を確立していく。
- ⑤新型コロナウイルス対策用備品や各種消耗品等は在庫状況を管理し、在庫切れや過剰な購入を防ぐ。

3. 積極的な広報活動及び人材確保など

- ①各種学校訪問へ行くなど人材確保に向けた活動を実施する。
- ②秋田県介護サービス事業所認証評価の認定を受ける。

「口腔衛生課部門」

1. 入所サービス

- ①口腔衛生管理加算の実施
- ②口腔ケア用品の管理
- ③口腔ケアの意識向上や技術向上のための職員への助言を行う。

2. 通所リハビリテーション

- ①口腔機能向上加算の実施
- ②利用者様への口腔衛生指導を実施する。
- ③口腔ケアの意識向上や技術向上のための職員への助言を行う。
- ④新規利用者様へのアセスメントを実施し、口腔内の状態把握と職員、ケアマネージャーへの情報提供をする。

3. グループホーム ひだまりの家・ひなたの家

- ①口腔衛生管理体制加算の実施（月1回訪問）

②口腔ケアの意識向上や技術向上のための職員への助言を行う。

4. ショートステイ ラ・ボア・ラクテ

①月2回訪問

②利用者様への口腔衛生指導を実施する。

③口腔ケアの意識向上や技術向上のための職員への助言を行う。

5. 関係医療機関との連携を図る

①歯科往診の準備と対応

②状態異常時等の適切な連絡を密にする。

6. その他

①歯科衛生士のスキルアップのため各種研修会への参加

〈各種委員会活動方針〉

「行事委員会」

1. 利用者様が楽しめる行事を立案し、気分転換の場を提供する。また、行事を進行する上で安全面へ配慮し、企画・運営していく。施設の生活に楽しみを提供できるよう、活動を検討していく。
 - ①年間計画を立て、余裕をもって行事の計画を立てる。
 - ②季節を感じられる行事の立案を行う。
 - ③感染状況を踏まえ、臨機応変な対応が出来る様準備に努める。

「給食改善検討委員会」

1. 昔から慣れ親しんだ味や匂を感じるもの、そして身体に合わせた食事を提供することで、毎日の食事が楽しく、おいしく、健康的なものとなるよう支援を行っていく。また食べやすい食事形態なども多職種と話し合いを行いながら検討していく。
 - ①各専門職が食べやすい食事や食事形態、食べやすい食器等の提案ができ、利用者様が日頃から食事を楽しみに思っていただけのような支援を行っていく。
 - ②嗜好調査を通じて、利用者様が普段から食事に対して何を求めているのかを知り、献立に反映させていく。
 - ③個別対応の実施。利用者様一人ひとりの状態に合わせ、各専門職が連携し食事形態、食事内容の検討を行っていく。合わせて栄養ケアマネジメントと連携していく。

「家庭介護者教室運営委員会」

1. 在宅介護されているご家族の意見や悩み等を基にし、介護に役立てられる情報を提供する。
 - 1) 家庭介護者教室の開催
 - ①年3回の開催。開催後のアンケート結果等で集まった要望を受け、多くの方に参加して頂ける内容を検討していく。
 - ②ご家族同士で意見交換し、日頃抱えている介護の不安やストレスを軽減できる機会を作る。また、専門職の知識や技術を活かし、情報提供や助言をする。
 - 2) お便りの発行
 - ①感染症等の流行により家庭介護者教室を開催できない場合は、お便りによる情報発信をしていく。
 - ②作成したお便りを地域へも発信し、専門職の知識や技術を広く役立てて頂く。

「環境・サービス向上委員会」

1. 施設内の美化・環境整備に努め、快適により過ごしやすい環境を整える事を目標とする。又、下記の項目に沿って取り組み、活動していく。
 - ① 2カ月に一度、各フロア・居室等の消臭剤の交換の実施。
 - ② 各部署で臭気、美化について気になる箇所を検討し対応する。
 - ③ 年2回、職員下駄箱清掃の実施。

2. 利用者様にとって、心地よい介護環境づくりに努める為、安心・安全な施設サービスの提供を目的とし活動する。ケアの向上の為、アンケートをもとにニーズや改善点の把握に努める。又、接遇マナーをはじめとするサービス向上に向けての学習会を実施し、職員一人ひとりが自分の行動を振り返る機会を提供していく。
 - ① ご家族様アンケート調査の実施（入所・通所ご家族様）
 - ② 接遇マナー向上の為、学習会の実施。できない場合は資料配布。
 - ③ 介護サービス情報公表の調査への対応
 - ④ 意見箱の設置
 - ⑤ 所属部署アンケートの実施（職員全体）

「褥瘡対策委員会」

1. 褥瘡が発生しやすい部位や、褥瘡発生のリスクとなる要因を知る危険因子の評価を行い、福祉用具を活用し褥瘡発生防止に努める
 - ① 褥瘡計画書の作成とそれに基づいてのリスク判定の実施
 - ② 褥瘡計画書に基づいたリスクに対する予防ケアの実施
 - ③ 的確な体位変換の実施、ポジショニングを実施し褥瘡の発生を防ぐ
 - ④ 定期的に用具の点検を行う
 - ⑤ 定期的な委員会の実施と学習会の開催、及びテキストの作成

「感染対策委員会」

1. 施設で発生する感染症防止や職員自身の安全のために以下のことに取り組んでいきます。
 - ① 定期的な委員会の開催（毎月 第2月曜日）
 - ・ 日常の感染対策業務の実施の状況と修正及び備品の確認
 - ・ 高齢者の特性やサービスの形態に応じた当施設における感染管理体制を確認し、具体的な行動指針の決定・周知を図る
 - ② 定期的な学習会（年2回）の実施による感染対策の知識の確認と伝達

「高齢者虐待防止委員会・身体拘束廃止委員会」

1. 身体拘束・高齢者虐待防止に向けた取り組みを施設全体で意識し取り組めるよう委員会から発信していく。身体拘束ゼロに向けた話し合いと、職員一人一人がご利用者の立場で考えることができ、虐待に繋がりがねない不適切なケアに気付いて改善していただける様に働きかけていく。

①緊急やむを得ない場合の身体拘束について定期的にカンファレンスを開催し、身体拘束廃止に向けて少しずつでも前進出来る様に話し合いを行う。(毎月行う事が望ましい)

決定事項は文章化し各課の全員が同じケア方法で行えるよう情報共有を行う。

②身体拘束に使用している用具の点検と購入を行う。ボタンの劣化や、身体拘束廃止に向けて次のステップへ進むために必要な物があれば購入する。

③全職員を対象に意識調査を行い、虐待防止の意識を高めると共に、虐待に繋がりがねない不適切なケアの早期発見と改善を促していく。

④生活環境の確認をし、知らぬ間に拘束に繋がるようなベッド配置になっていないかなどをチェックしていく。

「事故発生防止委員会」

1. 施設内における介護、医療事故の防止。各課の専門性を発揮し、安全で安心出来る日常生活を過ごせる様に配慮すると共に住環境を整備していく。

①定期的な会議（月1回）の開催及び、委員長の判断による臨時会議の開催。

・各課より毎月の事故、ヒヤリ事例報告。

・再発防止策の検討、実施後の評価。各課への周知連携の調整。

・リスクカンファレンスの実施。ショートステイ利用者・通所利用者を中心にリスクの情報共有を行っていく。

②事故発生防止に関する研修会の実施。

・他施設での事例報告、ワーク（演習）を中心とした学習会。

・新規採用者には新人研修内にて事故発生に関して実施。

・危険予測能力の向上についての学習会

③各課でのトラブル防止活動の実施。

・施設内、介護機器（ベッド、車椅子、浴室機器など）の定期的な点検調査。

・新規ご利用者、入所後、短期間でのリスク見直し、周知活動。

・各職員へのヒヤリハット報告の記入促し。

2. 必要に応じて『紛争対応チーム』を発足する。

①管理者の命を受け、調査・審議し、対応策を検討すると共に実際の紛争対応を行う。

・紛争対応チームの調査、審議の結果、紛争対応結果については管理者に報告する。

②紛争対応チームは紛争が発生した場合または発生する可能性がある場合は、次の事項
を実行する。

- ・状況の把握及び情報収集に関すること（事故調査）
- ・対応方法の検討
- ・入居者及び入居者家族等の直接対応
- ・その他介護・医療紛争に関すること

「安全衛生委員会」

1. 労働災害防止に関する職員の知識向上を図る

①腰痛予防対策の実施。

- ・資料配布、学習会・講習会の開催
- ・実技を交えた予防策（各課の取り組み）

②メンタルヘルス不調予防。

- ・メンタルヘルスセミナーへの参加、各職員への資料配布の実施。
- ・アンケート、チェックリストを活用した施設職員の現状把握。

③各部署の安全衛生状況の確認を実施。必要時は見回り検査を行う。

「防災委員会」

1. 非常災害時に対する準備、防災知識の向上を図る。

- ①年2回の非常災害時安否確認メール訓練を実施する。
- ②定期的な非常用物品の点検及び整理を行なう。
- ③消防設備、機器の把握と使用手順の周知徹底をする。
- ④全職員の避難訓練の参加により、火災発生時の対応を体得する。
- ⑤年間防災計画に基づいた各種点検、訓練を実施する。
- ⑥学習会や掲示物、情報提供等により、職員に防災意識の啓蒙を図る。
- ⑦業務継続計画（BCP）に基づいた、災害訓練を実施する。

「経口摂取委員会」

1. 摂食嚥下障害を有する入所者や食事摂取に関する認知機能の低下が著しい入所者の
経口支援の充実を図る。

- ①他職種間での経口摂取に関する入所者ごとのリスクの共有と支援内容の思索
- ②支援内容の決定と再検討

「排泄改善委員会」

1. 入居者様全員の排泄機能向上を目標とし、委員会での各課の意見を基に現場への助言を行っていく。
 - ①毎月、各ブロック委員より排泄状況、変更点又は問題点を報告。
 - ②施設洗濯回数表を基に汚染状況の分析考察を行い、失禁減少に努めていく。
2. 在宅復帰者に関しては現在の排泄状況を委員会で確認し、御家族、本人の意向に近づける様、支援策を考え、速やかに現場におとしていく。
3. 排泄用品の使用状況から入居者様個々に合った適切な排泄用品の選定をし、現場職員への統一した使用を促す。排泄用品のコスト削減に繋げていく。
 - ①各ブロック委員は各ブロック長と共に定期的に排泄用品一覧表の更新を行っていく。
4. 職員の排泄介助のスキル向上を目指し、実践に伴った学習会を開催していく。

給食・栄養に対する計画

- ※ 栄養指導・・・随時行なう。
- ※ 給食委員会・・・月1回
- ※ 嗜好調査・・・年1回
- ※ 残食調査・・・毎食行ない記録し、献立に反映させていく。

行事食

- 5月・・・端午の節句
- 7月・・・七夕 土用の丑の日
- 8月・・・お盆 納涼祭
- 9月・・・敬老の日 秋分の日
- 10月・・・十五夜
- 11月・・・芋の子汁
- 12月・・・クリスマス 餅つき 年越し
- 1月・・・正月おせち料理 七草粥 鏡開き
- 2月・・・節分 バレンタインデー きりたんぼ鍋
- 3月・・・桃の節句 春分の日

- ※ 誕生者には当日の昼食時に誕生日御膳を提供する。
- ※ セレクト食は行事食に合わせて計画し、実施する。
- ※ 通所：昼食バイキング・おやつバイキングは交互に毎月実施する。
(状況に応じて変更あり)
- ※ 2F：おやつバイキング・茶話会は交互に毎月実施する。
- ※ 寿司の提供は年1回を予定。

<介護老人保健施設 りんごの里 福寿園>

年間行事計画

	行 事 名		行 事 名
4月	観桜会 (感染状況により変更あり)	10月	紅葉見学 (感染状況により変更あり)
5月	芝桜見学 (感染状況により変更あり)	11月	行事委員劇披露
6月	あやめ見学 (感染状況により変更あり)	12月	もちつき大会
7月	歌合戦(各フロア職員にて)	1月	新年会
8月	納涼祭 (感染状況により変更あり)	2月	節分行事
9月	敬老会	3月	歌合戦(各フロア職員にて)

年間防災計画

月	内 容
4月	防災自主点検 月1回
5月	防災自主点検 月1回
6月	防災自主点検 月1回 避難訓練（日中訓練） 防災訓練（BCPに基づく）
7月	防災自主点検 月1回
8月	防災自主点検 月1回
9月	防災自主点検 月1回 メンテナンス（消防用設備保守点検） 外観機能
10月	防災自主点検 月1回 避難訓練（夜間想定訓練）
11月	防災自主点検 月1回
12月	防災自主点検 月1回
1月	防災自主点検 月1回
2月	防災自主点検 月1回
3月	防災自主点検 月1回 メンテナンス（消防用設備保守点検） 総合外観機能

介護老人保健施設 りんごの里 福寿園 「令和6年度 研修計画表」

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
研修名	外部研修		福祉保健施設・事業者等職員新任研修	認知症介護実践者研修	指導者研修	福祉保健施設・事業者等職員中堅研修	秋田県介護老人保健施設職場交流会 認知症介護実践者研修
	内部研修	各課での学習会	介護記録の正しい書き方セミナー 感染対策について 事故発生防止について	研修担当職員研修 作業療法士学会 理学療法士学会 各課での学習会	介護従事者キャリアアップ研修 高齢者虐待防止について 身体拘束廃止について	各課での学習会	福祉保健施設・事業者等職員中堅研修 非常災害時の対応について プライマシー保護の取り組みについて 職業倫理及び法令順守について 介護事業者の接遇について
研修名	外部研修		全国介護老人保健施設大会 ターミナルケア研修会			社会福祉施設等人材確保セミナー	遊びりテーション研修 介護従事者講座
	内部研修	各課での学習会	感染対策について 褥瘡予防について	各課での学習会	サービス向上について 事故発生防止について	各課での学習会	高齢者虐待防止について 身体拘束廃止について

※施設外研修については、オンラインでの研修をメインに受講出来るようにします。

令和6年度グループホームひだまりの家

<実施計画>

1. ひだまりの家の理念に基づき、入居者様やご家族にひだまりの家での生活がより良いものになるようにサービス提供を行います。
 - ① 理念に立ち返る機会を多く持ち、職員皆がその理解を深められるように努めます。
 - ② 入居者様、ご家族の満足度調査を実施し入居者様の小さなニーズの把握に努めます。
 - ③ 周辺の感染状況に留意しながら地域との関わりが持てるように努めます。
 - ④ BCP 計画を作成し災害発生時に円滑に対応できるよう努めます。
2. サービスの質の評価と管理を行いケアの質の向上に努めます。
 - ⑤ 自己評価を実施し、自らのケアを振り返る機会を持ちます。
 - ⑥ 他己評価を実施し、他者からの視点で自らのケアを振り返る機会を持ちます。
 - ⑦ 個別面談にて目標の設定と評価をし、サービスの向上につなげます。
 - ⑧ 定期的に会議を開催し共通認識をもって関わりを持てるようにします。
3. 各職員がレベルアップできる環境作りを行います。
 - ⑨ 内外の研修に参加し、知識・技術の向上を図り自己研鑽に努めます。認知症実践者研修に1名は派遣できるように調整します。
 - ⑩ 認知症実践リーダー研修に職員を派遣し、そこで学んだことを現場に反映します。
 - ⑪ 学習会は全員が関わられる実施方法で行います。

<各種委員会の活動方針>

○「食事・厚生委員会」

1. 食事作り

- ① ひだまりの家の一員と感じていただけるよう入居者様と一緒に献立を考え、食事作りを行う機会をもっていく。
- ② 旬の食材を使用することによって季節を感じていただく。
- ③ 塩分や糖分については医療機関や本人、ご家族とよく相談しながら配慮していく。
- ④ 入居者様と食材の買物と一緒に出掛ける機会をもっていく。

2. 外食の機会を設け気分転換を図る

- ① 感染状況に留意しながら実施していく。

3. 食事作りの際に以下の事に注意して行う

- ① 調理前の手洗いを実施し、手指の清潔を保ちます。
- ② 肉や魚を使用する際は手袋と専用のまな板を使用し、しっかり加熱する。
- ③ まな板や包丁等の調理器具の消毒を徹底します。
- ④ 火を通さずに口に作る食材を扱う際は手袋を使用します。

4. 行事を通じて入居者様・職員の交流を図る

○「企画委員会」

1. ご家族様に参加していただける行事を企画し、入居者様とご家族が触れ合う機会を作ります。
2. 地域の行事へ積極的に参加します。
3. 個別のニーズに添えるよう、ご家族、職員間の情報交換、連携を図ります。
4. 入居者様の好みを把握し日常のレクリエーションを充実させるとともに、認知症の進行予防、自立支援に努めます。
5. 感染状況を鑑みながら実施してきます。

○「環境美化委員会」

1. 入居者様と共に日々の清掃を実施し環境整備に努めます。
2. 整理整頓をし、就業環境、生活環境の整備に努めます。

○「業務改善・研修委員会」

1. 「ヒヤリハット」を活用できるように全職員が記録しやすい様式にする。また、対応策を記入する欄もうけ事故防止に繋げる。
2. 職場内研修計画を整備し研修を開催していきます。
3. 勤務状況によって参加できない職員への対応をし、皆が関わられるように開催します。

○「広報・介護機器検討委員会」

1. 「ひだまり通信」の写真撮影を居室担当が中心になって依頼、声掛けを行う。
2. 行事だけでなく普段の入居者様の写真を撮るように心がける。
3. 介護機器の定期的な点検を行い、安全に利用できるようにする。
4. 運営推進会議を通じてひだまりの家の取り組みを周知していく。

○「感染対策委員会」

1. 入居者様の安全性の為、感染対策に努める。
 - ① うがい、手洗い等の基本的な感染予防対策を徹底する。
 - ② 近隣地域にて特定の感染症が流行している場合は外部からの業者の入室や面会を制限させていただく。予防の対応を早急に行う。
 - ③ 受診時はマスクの着用、又人込みの多い所へ外出は控える。
 - ④ 職員は常に体調管理を行い早めの受診で対応する。
2. ひだまりの家で実施できる感染対策に努める。
 - ① ホームへの出入りの際の手洗い・うがい、消毒の励行。また業務時には【1 処置・1 手洗い】の確実な実施。
 - ② 職員は常に自身や周囲の人の体調に気をつけ、不調がある際は遠慮なく相談できる職場環境をつくる。学習会を通して発生時の対応のシミュレーションの実施や対応方法の確認、感染症に対する理解を深めていく。
 - ③ 『自らは既に罹患しているもの』と考え行動できるように啓蒙していく。

○「計画作成担当委員会」

1. 心身の状況も踏まえながら、本人の思いを第一に考えたケアプランを作成します。
2. 「私らしく、安らかに、生き活きと」暮らしていけるケアプランを作成します。
3. より良く暮らしていただくための課題とケアを見極め、個々を尊重したより個別性のあるケアプランを作成します。
4. 暮らしの困難や可能性、ご希望を把握しケアプランを作成します。
5. より充実した生活を送れるように、長期的および短期的な目標を設定します。
6. 入居者様本位の計画がされるよう、ケアプランの修正および改善を行なっていきます。
7. 施設職員だけでなく、家族や多くの社会資源を活用したケアプランを作成します。
8. ご家族と職員が捉えている入居者様像が限りなく同じものになるよう、積極的に連携し情報を共有していきます。

○「高齢者虐待防止委員会」

1. 学習会を開催し虐待についての理解を深め、その防止に努めます。
2. 虐待についてのアンケートを実施し、その結果を全員で共有し適切な対応が取れているのかを確認する機会を設けます。
3. 不適切なケアのチェックを実施し、自ら全体のケアの振り返る事で気づきの場面を設けます。
4. 委員会を定期的で開催し虐待防止について啓蒙し、施策を検討実施してきます。

○「事故発生防止委員会」

1. 学習会で危険予知トレーニングを行い、職員側からの危険と入居者様側からの行動の意味を職員同士で話し合う機会を作る。
2. 事故発生時はカンファレンスを実施し、原因とその対応策を検討する。また対応策の実施状況や改善点などを再検討する機会を設けていく。
3. 職員全てが入居者様個々の能力やリスクを共通認識として理解できるように働きかけていく。
4. 入居者様個々のリスクを鑑みた優先順位を都度確認し共有していく。

○「身体拘束廃止委員会」

1. 身体拘束廃止についての学習会を開催します。
2. 学習会を通じ、身体拘束の実態の把握や身体拘束がもたらす多くの弊害等を確認し、問題意識の共有を図ります。
3. 入居者様の尊厳と主体性を尊重し、職員全体が身体拘束廃止に向けた意識を持つことで、不適切なケアの廃止に努めます。
4. 不適切なケアのチェックを実施し、自ら全体のケアの振り返る事で気づきの場面を設けます。

年間行事計画

	行 事 名		行 事 名
4月	観 桜 会	10月	芋 煮 会
5月		11月	紅葉見学
6月	バーベキュー	12月	クリスマス会 餅つき
7月	あやめ見学 七夕見学	1月	正月行事
8月	夏祭り参加	2月	節分行事 冬祭り見学
9月	敬 老 会 さんま焼き	3月	ひな祭り行事

令和 6 年度 年間防災計画

月	内 容
4月	防災自主点検 月1回
5月	防災自主点検 月1回
6月	防災自主点検 月1回 避難訓練（日中想定訓練） メンテナンス（消防用設備保守点検） 外観機能
7月	防災自主点検 月1回
8月	防災自主点検 月1回
9月	防災自主点検 月1回
10月	防災自主点検 月1回 避難訓練（夜間想定訓練） メンテナンス（消防用設備保守点検） 総合外観機能
11月	防災自主点検 月1回
12月	防災自主点検 月1回
1月	防災自主点検 月1回
2月	防災自主点検 月1回
3月	防災自主点検 月1回

グループホーム ひだまりの家

「 令和6年度 年間事業計画表 」

研修・避難訓練・行事予定一覧表

研修名・場所	4月		5月		6月		7月		8月		9月		
	グループホーム 情報交換会	横手市	認知症介護実践者 研修	秋田市	秋田市	秋田市	グループホーム 情報交換会	横手市	横手市 グループホーム 情報交換会	秋田市	秋田市	認知症介護実践者 研修	秋田市
運営推進会議	ひだまりの家				運営推進会議	ひだまりの家				運営推進会議	ひだまりの家		
その他													
避難訓練					避難訓練(昼間想定) (消防署協力)								
年間行事予定	観桜会		観桜会		バーベキュー		あやめ見学 七夕行事			夏祭り参加 お盆行事			敬老会 さんま焼き

研修名・場所	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	グループホーム 情報交換会	横手市	グループホーム 情報交換会	横手市	横手市	横手市	グループホーム 情報交換会	横手市	横手市 グループホーム 情報交換会	横手市	横手市	横手市
運営推進会議	ひだまりの家				運営推進会議	ひだまりの家				運営推進会議	ひだまりの家	
その他												
避難訓練	避難訓練(夜間想定) (消防署協力)											
年間行事予定	芋煮会		紅葉見学		クリスマス会 餅つき		正月行事 新年会			節分行事 冬祭り見学		ひな祭り行事

グループホーム ひなたの家

<実施計画>

1. ひなたの家の理念に基づく介護の実践
 - ①ひなたの家の理念の共有、浸透を図る。
 - ②理念について深く掘り下げ、具体的に話し合いを行い、日頃のケアに反映できるよう努める。
2. 職員個々の知識、技術、資質の向上を目指す。
 - ②個人の年間目標を設定、自己評価を行い個々のレベルアップを目指す。
 - ③内外の研修に参加し、自己研鑽に努める。
3. 入居者様本位の介護の実践に努める。
 - ①意向に沿ったサービスを提供し個々に応じた丁寧な対応に努める。
 - ②入居者様が安心して過ごせるよう、不適切ケアのチェックを行い対応の改善に取り組む。
 - ③一人ひとりの意向や希望を把握し、その実現につなげる。

令和6年度「グループホームひなたの家」

各種委員会の活動方針

「事故発生防止委員会」

1. 事故やひやりはつとを常に防止できるように働きかけを行っていく。
 - ①毎月ひやりはつと及び事故件数の集計を行う。その結果を基に毎月の会議の前に事故及びひやりはつと未然防止ノートを作成し職員全員が注意したい点等を記入、毎月の会議で予防策を話し合い、事故の予防につなげる。
 - ②ひやりはつとが発生したら、当日中に対応策を検討、実施を行い、申し送りと連絡ノートで周知する。
2. 事故の再発防止に努める。
 - ①前月に発生した事故、ひやりはつとの対応策が行われているか会議で再確認を必ず行う。
 - ②前月の事故だけでなく、最近事故が発生していない方の過去の対応策の確認も行い、事故予防の呼びかけの強化を図る。

「食事委員会」

1. 形態、水分摂取状況の変化の把握を行う。
 - ①食事形態は入居者様の状態に応じて柔軟に行う。
 - ②水分が不足する方には、その方の好みを把握し、その他見た目や食感など摂取量が増えるような工夫をする。
2. 楽しく、安心、安全な食事提供を行う。
 - ①入居者様のできる力を活かした食事作りを行う。入居者様と一緒に楽しみながら食事作り、食事提供を行う。
 - ②季節を感じられるような献立、食材選びを行う。
 - ③安心してゆっくり食事ができる環境作りを行う。

「行事委員会」

行事内容の企画、開催、まとめをスムーズに行う。

- ①実施内容をファイルにまとめ、申し送りが確実にできるようにする。
- ②行事の主担当、副担当を定め役割を分担することで責任をもって行事を行えるようにする。
- ③主担当・副担当の役割を契約書に記載し、役割を把握して確実にできるようにする。
- ④担当者へ担当行事について会議にて早めに周知する。
- ⑤室内の活動、食事行事の充実を図る。
- ⑥外出緩和の際は、外出・外食行事の充実を図る。

「計画作成委員会」

1. 入居者様一人一人に合ったきめ細かいプランを作成し、入居者様の QOL の向上を図る。
 - ①入居者様、ご家族の要望を反映させたケアプランを作成する。
 - ②入居者様一人一人についてより多くの情報を収集し、適切な支援方法について十分な検討を行い、きめ細かいプランの作成に努める。
 - ③プランの内容の浸透を図り、確実に実行できるよう働きかける。
 - ④状態変化時は、状態に合わせて随時プランの見直しを行う。

「広報委員会」

1. 広報紙「ひなたぼっこ」を作成し、認知症とひなたの家の活動について理解を深めてもらえるような内容を地域、関係各所、ご家族に発信していく。
 - ①年三回の発行の期日で作成する。
 - ②おもて面は認知症に関する情報、うら面はひなたの家の活動状況の内容とし一般の方にも分かりやすい内容を発信する。

「感染対策委員会」

1. 感染症に関する知識を深め、予防対策について周知徹底し、感染防止に努めていく。
 - ①勉強会を開催し、感染症についての知識及び予防、発生した場合の対応等を学ぶ機会を作る。
2. 職員が病原体を持ち込まない。
職員各自セルフケアを意識し、自己免疫を高めるようにする。
 - ②勤務前の手洗い、消毒をしっかりと行う。
 - ③マスクの正しい着用に気を付ける。
3. 室内の換気に気を付ける。
 - ①天候の様子を見ながら、午前・午後に換気を行う。
4. 接触感染に対する予防を徹底する。
 - ①ケア前後の手洗い、消毒
 - ②ケア時の手袋の正しい着用
 - ③トイレ使用后、ハンドソープでの手洗いを入居者様に必ず行っていただく。
 - ④調理前の手洗い、台所各所の消毒
 - ⑤手すり消毒の励行
5. 入居者様へ感染予防のため「咳エチケット」、「マスク着用」を依頼する。
6. 各居室のごみ箱のごみをこまめに捨てる。

「環境美化委員会」

1. 環境を整えて居心地よく安全に過ごしていただけるよう努める。
 - ①居室清掃及びその他の清掃について
 - ・リネン交換時はなるべく入居者様の残存機能を活かし職員と一緒に行ってもらう。
 - ・居室内は各担当職員が入居者様が出来ないところの整理整頓に努める。連絡ノートを活用し、呼びかけを行う。
 - ②コンセント清掃(6月・11月)、大掃除(8月・12月)にチェックシートを作成し各箇所と担当者を決め行う。
2. 植物に触れる機会を設け入居者様の笑顔を増やす。
 - ①5月上旬頃に野菜と花の苗を入居者様と一緒に植え、喜びを共有する。
 - ②野菜や花に入居者様と一緒に水やりを行い、成長を観察し収穫を楽しむ機会を作る。
3. 季節感を感じてもらえるような雰囲気づくりに努める。
 - ①季節に応じた装飾を行う。
 - ②余暇活動時に壁画の作成、書道、ぬりえ等を行い、作品を、廊下や室内に展示し達成感や喜びを共有する。

「身体拘束廃止委員会」

身体拘束廃止について理解を深め、身体拘束をしない介護を実践する。

1. 身体拘束及び入居者様の行動を制限しない介護を行う。
 - ①勉強会を開催し「身体拘束廃止」について学ぶ機会を作り、その内容を周知する。
 - ②入居者様の思いをくみ取り、意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応に努める。
2. 「不適切なケア」を防止し、身体拘束や虐待が発生しないよう努める。
 - ①不適切なケアはどのような事なのかについて意識の統一を図り、その排除に努める。
 - ・日頃のケアについて、不適切なケアがないか各自毎月チェックを行う。
 - ・集計を行い、チェックが多い項目について会議で取り上げ、対応を検討する。
 - ・チェックが多い項目について個人面談を行い、改善につなげられるようにする。
 - ②委員会を3ヶ月に一回以上開催し、その内容を周知する。
 - ・身体拘束につながる対応がないか、尊厳のあるケアが行われているか日常的ケアを点検する。

令和6年度 年間行事計画

	行 事 名		行 事 名
4月	花見ドライブ	10月	芋煮会
5月		11月	紅葉見物
6月	バーベキュー	12月	クリスマス会　忘年会
7月	あやめ見物 七夕行事	1月	新年会
8月	納涼祭　お盆行事	2月	節分行事
9月	敬老会	3月	ひな祭り行事

令和 6年度 年間防災計画

月	内 容
4月	防災自主点検 月1回
5月	防災自主点検 月1回
6月	防災自主点検 月1回 避難訓練（日中想定訓練） メンテナンス（消防用設備保守点検）外観機能
7月	防災自主点検 月1回
8月	防災自主点検 月1回
9月	防災自主点検 月1回
10月	防災自主点検 月1回 避難訓練（夜間想定訓練） メンテナンス（消防用設備保守点検）総合外観機能
11月	防災自主点検 月1回
12月	防災自主点検 月1回
1月	防災自主点検 月1回
2月	防災自主点検 月1回
3月	防災自主点検 月1回

グループホーム ひなたの家

「 令和6年度 年間事業計画表 」

研修・避難訓練・行事予定一覧表

研修名・場所	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
			横手市グループホーム情報交換会	横手市			運営推進会議	ひなたの家			横手市グループホーム情報交換会	横手市
その他		運営推進会議	ひなたの家			運営推進会議	ひなたの家			運営推進会議	ひなたの家	
避難訓練					避難訓練(昼間想定) 〔消防署協力〕							
年間行事予定	花見ドライブ			花見ドライブ	バーベキュー		あやめ見物 七夕行事					敬老会

研修名・場所	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
					横手市グループホーム情報交換会	横手市			横手市グループホーム情報交換会	横手市		
その他	運営推進会議	ひなたの家			運営推進会議	ひなたの家			運営推進会議	ひなたの家		
避難訓練	避難訓練(夜間想定) 〔消防署協力〕											
年間行事予定	卒業会		紅葉見物		クリスマス会 忘年会		新年会		前分行事			ひな祭り行事

ショートステイ ラ・ボア・ラクテ

< 実施計画 >

1. 地域包括ケアシステム構築に向けショートステイ機能の役割を果たす。
 - ①介護保険制度の趣旨に沿って、利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者様の心身の機能維持・向上並びにご家族様の身体的及び精神的負担軽減を推進する。
 - ②各関係機関との連携・情報交換をおこない、地域が求めるニーズを把握しながら共に解決できるよう、地域に開けた施設を構築する。
 - ③中重度の要介護者・認知症高齢者の方々が、住み慣れた地域や自宅で自分らしい生活を最期まで続けられるようにサービス提供をする。
 - ④継続して新型コロナウイルス等の感染症に留意しながら、利用者様・ご家族様が安心して利用できるようサービスを提供する。
2. 人材育成を行いながら職員が定着・キャリアアップできる職場づくりをする。
 - ①職員一人一人が明確なビジョン・目標を持ちながら成長できる職場にする。
 - ②常に自己研鑽を図り、習得した知識や能力を現場で実践できるようにする。
 - ③技能チェックリスト等を実施しながら人材育成・キャリアアップできるシステムを構築する。
 - ④職員一人一人が能力を発揮できる職場作りをする事で効果的なサービス提供を推進する。
 - ⑤やりがいやモチベーションを維持できる職場環境を構築し、職員の離職防止を推進する。
3. 利用者様一人一人がその人らしく過ごせる場を提供する。
 - ①利用者様やご家族様が求めるニーズを的確に把握し、尊厳が守られた生活が送れるようにする。
 - ②利用者様の生活状況・心身状況を把握し、的確に介入することで統一した支援が提供できるよう他職種が共同参画する。
 - ③リハビリテーション、レクリエーション活動、個別ケアを強化し、利用者様が自分らしく生活出来るよう支援することで生きがいを見いだせるようにする。
 - ④建物設備等を清潔・空調・利便性・安全性の視点から保守・点検に努め、快適な生活環境を提供する。
4. 施設全体でコスト意識を高く持ち経費削減を推進する取り組みを実施する。
 - ①取引業者の精査を行い計画的な変動費の管理を行う。また、既存の業務委託契約等に伴う固定費を含め施設全体の支出を削減する。
 - ②経費の発生時には品質・機能・サービス内容等、コストパフォーマンスを十分考える。同時に経費削減に伴うモラルダウンに十分配慮し検討・実施する。
 - ③電気・ガス・水道の使用量管理を徹底し、使用量削減に向けた取り組みを啓発することで水道光熱費を削減する。
 - ④職員一人一人のコスト意識を高め、経営の安定化を図るため、年1回の研修会を実施する。
5. 防災意識の向上と防災対策の充実化を推進する。
 - ①防災用品の定期的な点検と管理を行い、有事の際には迅速で安全な対応ができるようにする。
 - ②地域の消防署の協力を得ながら年2回の防災訓練を実施する。また緊急連絡網の整備を適宜行い、防災訓練と同時期に緊急連絡の訓練を実施する。
 - ③マニュアルの見直しを適時行い、災害発生時に取るべき行動指針を整備し、職員一人一人に周知する。

<各種委員会の活動方針>

「事故発生防止委員会」

1. 介護・医療事故の未然防止と、個々のリスクマネジメントから状態にあった質の高い介護・医療体制の確立
 - ①月1回の会議及び委員長の判断による臨時会の開催
 - ・各月の事故及びヒヤリ・ハットの収集、分析、再発防止策の検討・策定、防止策の実施・防止策実施後の定期的な評価
 - ・事故発生防止のための備品(センサー等)の動作確認・必要数の把握と確保
 - ②年2回「事故発生防止の為の研修」の実施
 - ・新規採用者には、その都度「事故発生防止の為の研修」を実施
 - ・緊急時発生の対応を周知する(応急処置・対応手順)
 - ③外部研修(オンライン研修など)への参加
 - ・事故発生後の対応やリスクマネジメント等の研修へ参加
 - ・外部研修参加後は施設内での伝達講習を実施する
2. 必要に応じて紛争対応チームを発足する
 - ①管理者の命を受け調査・審議し、対応策を検討すると共に実際の紛争対応を行う。
紛争対応チームの調査・審議の結果、紛争対応結果については管理者に報告する。

「身体拘束廃止委員会」

1. 施設において、身体拘束の廃止に向けて取り組む。
 - ①不適切なケアによる身体拘束を未然に防止する。
 - ・物理的な因子だけでなく、心理的な因子にも留意し、不適切なケアの排除をする。
(例：スピーチロック、フィジカルロック、ドラッグロック)
 - ・不適切な言動に留意し、適切なケアに努める。
 - ②緊急時、やむを得なく身体拘束を行う場合は、1～2週間の定期カンファレンスを開催し、身体拘束の解除に向け、積極的な取り組みを行う。
 - ・ご利用者の安全の確保と尊厳を保持し、身体拘束ゼロの介護を目指す。
 - ③施設内外の研修を通して、身体拘束廃止の理解を深め、知識の習得を図る。
 - ・年2回「身体拘束廃止の為の研修」を実施する。
 - ・新規採用者にはその都度「身体拘束廃止の為の研修」を実施し、施設において不必要な身体拘束を廃止する。
 - ・外部研修(オンライン研修を含む)への参加・施設内伝達講習を実施。

「高齢者虐待防止委員会」

1. 施設内外において高齢者虐待の防止に取り組む。
 - ①施設内においての不適切なケアによる虐待行為を防止する。
 - ・身体的虐待・心理的虐待につながる行為を理解し、早期発見と予防に努める。
 - ・職員のストレスの把握と緩和に努める。
 - ②虐待発見時の対応を迅速に実施する。
 - ・施設内での職員や家族による虐待の早期発見
 - ・送迎時や自宅訪問時の家族などによる虐待の早期発見
 - ③施設内外の研修を通して、職員の知識の習得・虐待についての理解を深める。
 - ・年1回「高齢者虐待防止の研修」を実施
 - ・外部研修(オンライン研修を含む)への参加・施設内伝達講習の実施

「感染対策委員会」

1. 施設内で発生しやすい感染症について理解し、感染症発生の防止、感染症の拡大防止に努める。
 - ①月1回委員会を開催（必要時は臨時会議開催）。
 - ・各フロアの感染予防対策の現状を報告し、フロア毎の対策を検討していく。
 - ・施設内で感染症が発生した際の対応を把握し、職員全体に周知徹底する。
 - ・感染の予防行動について啓発を行い、職員へ感染に対する意識付けを行い感染防止対策に努める。
 - ②感染症が発生した場合、速やかに感染症対策を実行し、感染拡大防止に努める。
 - ・クラスター終息後振り返りを行い、再発予防に努める。
 - ③感染症の対応マニュアルを見直し、施設内の状況に合わせ随時改定を行う。
 - ④年1回感染症対策についての勉強会を実施し情報を共有する。
 - ・勉強会の内容については、勉強会後の職員のアンケート等を活用し職員の学びたい内容を把握するとともに、次回の勉強会の内容を検討する。
 - ・情報の周知を目指し、経験の少ない職員が優先的に勉強会へ参加できるようにする。

「褥瘡対策委員会」

1. 個々のADLと全身状態を把握し、正しいポジショニングを行うことで、褥瘡予防に努める。
 - ①月1回委員会を開催。
 - ・利用者のADLを情報共有し、より効果的なケアを実施する。
 - ・ベットマットが適切か評価し検討する。
 - ②個別的なケアを提供するとともに、結果を評価し褥瘡を予防する。
2. 褥瘡がある新規利用者様や現在治療中の利用者様に対しては、悪化を予防し改善に努める。
 - ①ADLや排泄状況など個別的なケアを委員会で共有し、対策を考えケアを実践する。
 - ②結果を評価し分析する。

「行事委員会」

1. 感染状況に応じて外出行事を検討しつつ、施設内外で季節を楽しむ事の出来る行事や、日常生活の中で心も体も健康に保つことの出来る行事を行う。そして施設での生活を楽しみ、時には非日常を味わえるような余暇活動を充実させる。
 - ①利用者様とご家族様が交流できるような行事を行うのは厳しい状況であるので、写真等で利用者様が行事を楽しんでいる様子を少しでもご家族様に伝えられるよう工夫していく。
 - ②安全と体調に配慮し、利用者様の状態や希望に合わせた行事を企画し実施する。
 - ③地域の機関を利用し、地域交流を行うことが難しい状況ではあるが、リモート等、工夫して行えるものは実施していく。可能であれば慰問行事も取り入れていく。
 - ④実施した行事を評価し、改善点など明確にすることでバリエーションを豊かにする。
 - ⑤コロナ禍である為に予定していた行事が行えない可能性があるが、直ちに中止と決定するのではなく代替えの案を検討し感染対策のもと行えるものがあれば実施していく。
 - ⑥屋上菜園を作り、季節の野菜などを利用者様と一緒に作る事で生育の楽しみ、食の楽しみを味わえる環境を取り入れる。

「広報委員会」

1. 広報誌やホームページなどを通して施設の情報発信を行い、利用者様のご家族様をはじめ地域の方や外部の多くの方々に施設内での様子や施設の行事等を知っていただくことを目的とし活動する。
 - ①行事の様子のポスターを施設内へ貼り出し、感染対策の為なかなかお会いできないご家族様や関係者の方に、施設内での活動や様子を知っていただく。
 - ②実施済みの行事を掲載した広報誌を3ヶ月に1回のペースで発行し、利用されている方だけでなく、これから利用を考えている方々にも、施設内の様子を知り興味を持っていただく。
 - ③ホームページ上に行事や取り組みなどを掲載することにより、幅広い範囲の方へ向けて施設の情報発信を行い興味・関心を持っていただく。

「給食改善検討委員会」

1. 日頃の食事や行事食を充実させ、利用者様に季節感を感じていただき、食を通して日常に楽しみや刺激を与えられるよう取り組んでいく。また、各職員で連携し、普段の食事の様子、利用者様からの声をもとに話し合いを行い、食環境の整備・より良い食事の提供に努めていく。
 - ①利用者様の嗜好や栄養に配慮し、改善が必要なこと、新たな取り組みについて話し合い、委託業者と共有し協力しながら安心安全で利用者様の声を反映した食事の提供を目指していく。
 - ②新規利用者様の摂食状況の観察、長期利用者様の状態変化による食事形態の見直し、個人対応の実施を他職種と連携して行い、食環境の整備に努めていく。
 - ③コロナ禍で利用者様が外出できない状態にあるため、利用者様の日々の刺激となるような行事食、レクリエーションに取り組んでいく。

※レクリエーションについては、感染状況を鑑みてやり方や進め方を各職員と相談し決める。

④誤配膳・食器の汚れ・配膳時間の遅れについて、栄養士と委託業者で協力し合い、ダブルチェックを徹底しミスを防ぐよう努めていく。

2. 検食や職員食(利用者様と同じ)を食べ、改善が必要なメニュー(味)又は食材について話し合い、利用者様が食べやすい食事を目指す。

①改善が必要なメニュー(味)は調整をする。食材に関しては委託業者と話し合い変更していただく。

「家庭介護者教室運営委員会」

1. 超高齢化社会の中で、在宅介護は避けられない大きな問題となっている。家族であるがゆえの我慢や無理が生じ、悩みやトラブルで生活がままならない事が増えていくのではないかと懸念される。その中で、家庭での介護に役立つような情報を発信して行くよう努める。

①自宅での介護における不安・悩みを共有すると共に、日常生活に必要な介護知識や技術の情報を提供していく。コロナウイルス等の感染状況により、主介護者の悩みや負担軽減に役立てる教室の開催やリーフレットの作成を年間1~2回行っていく。

②教室実施後は、アンケートを取り集計結果及びテーマの内容を評価し、不安なく家庭介護ができるよう質の向上に努めることで、施設の地域貢献の役割を果たす。

「安全衛生管理委員会」

1. 在宅介護サービス業におけるモデル安全衛生規程をもとに、職場の安全衛生水準を見直し、管理基準を反映するとともに安全衛生管理計画書を作成し改善活動に取り組む。

①福祉用具等の機器点検を定期的に行い、労働災害を防止する。

②メンタルヘルスケアについての理解を深め、ストレスチェック等の手法を用いながらラインケアとセルフケアの両面から精神的なケアを行うことができるようにする。

③労働安全衛生法に注視し、広く情報を発信していくとともにマニュアルを整備する。

<ショートステイ ラ・ボア・ラクテ>

令和6年度 給食・栄養に対する計画

※栄養に関するアドバイス・・・随時行う。

※給食委員会・・・月1回 第4月曜日

※嗜好調査・・・アンケート式調査は年2回の実施。日頃の生活の中で出た声を情報共有していく。

※残食調査・・・食事チェック表や、食事風景を参考に調べる。
委託業者に残食を量ってもらう(3食)。

行事食(コロナウイルスの状況をみて実施)

4月・・・花見行事、お茶会

5月・・・端午の節句、母の日行事

6月・・・ラ・ボア・ラクテ開設記念行事、父の日行事

7月・・・七夕、夏祭り、土用の丑の日

8月・・・お盆、流しそうめん、スイカ割り

9月・・・敬老の日、十五夜

10月・・・十三夜、バーベキュー、ハロウィン

11月・・・運動会、鍋行事

12月・・・握り寿司、クリスマス、餅つき、年越しそば、冬至

1月・・・正月おせち弁当、七草粥、鏡開き

2月・・・節分、バレンタイン行事

3月・・・ひな祭り、ケーキバイキング、ホワイトデー行事

※四季の行事食を充実させ、丼ものや、麺、パンも献立に取り入れていく。
マンネリ化しないよう、委託業者と相談しながら新メニューも考えていく。

※行事を反映させたおやつを提供やレクリエーションの実施にも取り組んでいく。

※月に1回、フロアごとにボア喫茶を実施し、利用者様に楽しんで頂く。

※お食事だよりを毎月発行し、ご家族様や利用者様に施設での食事を発信していく。
季節の旬の食材を使用していることを伝える。

※寿司行事 年1回 (コンパスグループ・ジャパン(株)様と話し合いながら)
刺身 年1回

年間行事計画

	行 事 名		行 事 名
4月	観桜会 お茶会	10月	外出行事(紅葉) 外食行事
5月	外出行事(動物園)	11月	運動会 鍋行事
6月	開設記念行事	12月	クリスマス会 餅つき大会
7月	七夕祭り	1月	新年会
8月	すいか割り 流しそうめん	2月	節分行事
9月	敬老会	3月	ひな祭り

<ショートステイ ラ・ボア・ラクテ>

年間防災計画

月	内 容
4月	防災自主点検 月1回 猿田興業による総合点検
5月	防災自主点検 月1回
6月	防災自主点検 月1回 避難訓練（夜間想定訓練）
7月	防災自主点検 月1回 防災訓練（BCP計画に基づく）
8月	防災自主点検 月1回
9月	防災自主点検 月1回
10月	防災自主点検 月1回 避難訓練（日中想定訓練）
11月	防災自主点検 月1回 猿田興業による機器点検
12月	防災自主点検 月1回
1月	防災自主点検 月1回
2月	防災自主点検 月1回
3月	防災自主点検 月1回

短期入所生活介護 ショートステイ ラ・ボア・ラクテ

「令和6年度 年間事業計画表」

研修・避難訓練・行事予定一覧表

研修名・場所	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	新人職員研修 施設の年度方針について	内部研修 内部研修	食中毒発生予防対策研修	内部研修	キャリアアパス対応 生涯研修課程 (チームリーダーコース)	秋田市	キャリアアパス対応 生涯研修課程(中堅職員コース)	秋田市	キャリアアパス対応 生涯研修課程(初任者コース)	秋田市	福祉基礎施設・事業者等事務職員研修	秋田市
研修名・場所												
避難訓練												
年間行事予定	観覧会 お茶会			外出行事(動物園)		開設記念行事 (消防署協力)		七夕祭り		すいか割り 流しぞうめん		敬老会

研修名・場所	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	研修担当職員研修 メンタルヘルズ研修 事故発生予防・再発予防研修	秋田市 秋田市 内部研修	福祉基礎施設・事業者等事務職員研修 施設等相談援助職員研修 OTリーダー研修 感染症予防対策研修	秋田市 秋田市 内部研修	認知症介護基礎研修 身体拘束廃止研修	秋田市 内部研修	事故発生等緊急時対応研修	内部研修	個人情報保護・倫理・法令遵守研修	内部研修	ターミナルケア研修	内部研修
研修名・場所												
避難訓練(屋外想定)												
年間行事予定	外出行事(紅葉) 外食行事		運動会 鍋行事		クリスマス会 餅つき大会		新年会		節分行事			ひな祭り

りんごの里福寿園居宅介護支援センター

< 実施計画 >

1. スキルアップのために積極的に行動して個々の強みを生かし高め合うチームを目指す
 - ①研修参加等積極的な情報収集を行う
 - ②お互いが高め合えるよう助言し合い、主任介護支援専門員による OJT の導入
 - ③個人の長所を生かしながら標準的な技能で業務を行える体制の構築

りんごの里福寿園訪問介護センター

< 実施計画 >

1. 利用者への対応の仕方、言葉遣いなどもう一度初心に戻り業務にあたりたい。そのためには自分自身どうしたら良いかを考え、他人の良いところを学び、他人のマイナス面をお互いに指摘でき、刺激のある職員間でありたい。
2. 研修等に積極的に参加をし、家族の方やご本人への助言が自信を持って出来る訪問介護職員を目指す。
3. 感染症の予防と自身の体調管理に努めていく。

りんごの里福寿園訪問リハビリセンター

< 実施計画 >

1. 利用者の“できること”を生かし自立した在宅復帰・社会参加に繋げていけるように支援をしていく。
 - ①『リハビリのためのリハビリ』ではなく、『自立した生活・社会参加につなげていくこと』を目指した施術・助言に努めます。
 - ②各居宅介護支援事業所や他サービスとの情報交換・連携を密にし、生活環境の見直しや福祉用具の提案を行います。
 - ③介護支援専門員やご家族・ご本人への助言、サービス担当者会議・リハビリテーション会議の中での提案を行います。
2. 主治医・指示医・訪問リハビリスタッフの連携により、より早く確実に指示・禁忌・助言に応じたサービスが提供出来るように努めます。

令和6年度年間事業計画

りんごの里福寿園居宅介護支援センター

4月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.新年度 個人目標設定	10月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.研修:ヤングケアラー支援等研修[2名] 3.研修会の開催
5月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.研修:介護支援専門員研修	11月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.研修:主任介護支援専門員更新研修
6月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.利用者満足度調査の実施 3.研修講師の受託	12月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.検診:職員健康診断 3.研修:介護支援専門員研修
7月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.研修講師の受託	1月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.介護情報サービスの公表準備
8月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.研修講師の受託	2月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催)
9月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.新年度 個人目標設定達成状況確認	3月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催)

※コロナ禍であるため、外部研修についてはオンラインの研修をメインに受講出来るようにします。

令和6年度 年間事業計画

りんごの里 福寿園 訪問介護センター

4月	1.研修:事業所内研修(月1回開催) 2.新年度 個人目標設定	10月	1.研修:事業所内研修(月1回開催) 2.利用者満足度調査の実施
5月	1.研修:事業所内研修(月1回開催) 2.専門職介護講座(2名受講)	11月	1.研修:事業所内研修(月1回開催) 2.登録型含む検診
6月	1.研修:事業所内研修(月1回開催)	12月	1.研修:事業所内研修(月1回開催)
7月	1.研修:事業所内研修(月1回開催)	1月	1.研修:事業所内研修(月1回開催) 2.介護情報サービスの公表対象月 〔訪問介護・総合事業〕
8月	1.研修:事業所内研修(月1回開催)	2月	1.研修:事業所内研修(月1回開催)
9月	1.研修:事業所内研修(月1回開催) 2.新年度 個人目標達成状況確認	3月	1.研修:事業所内研修(月1回開催) 2.新年度 個人目標達成状況確認

※コロナ禍であるため、外部研修についてはオンラインの研修をメインに受講出来るようにします。

令和6年度 年間事業計画

りんごの里 福寿園 訪問リハビリセンター

4月	1.研修:事業所内研修(月1回開催) 2.りんごの里福寿園全体学習会	10月	1.研修:事業所内研修(月1回開催) 2.りんごの里福寿園全体学習会
5月	1.研修:事業所内研修(月1回開催)	11月	1.研修:事業所内研修(月1回開催)
6月	1.研修:事業所内研修(月1回開催) 2.りんごの里福寿園全体学習会	12月	1.研修:事業所内研修(月1回開催) 2.りんごの里福寿園全体学習会
7月	1.研修:事業所内研修(月1回開催)	1月	1.研修:事業所内研修(月1回開催)
8月	1.研修:事業所内研修(月1回開催) 2.りんごの里福寿園全体学習会	2月	1.研修:事業所内研修(月1回開催) 2.介護情報サービスの公表対象月 〔訪問リハビリ〕 3.りんごの里福寿園全体学習会
9月	1.研修:事業所内研修(月1回開催)	3月	1.研修:事業所内研修(月1回開催)

※コロナ禍であるため、外部研修についてはオンラインの研修をメインに受講出来るようにします。

りんごの里くらしのサポートセンター

1. 「住まい・生活支援事業」（主に安否確認）を継続して行います。また「法人で行う地域支援活動」についても継続して活動をしていきます。

「住まい・生活支援事業」

①見守り・安否確認について

- ・生活支援の一つとして、安否確認事業を継続していきます。
- ・関係機関と連携しながら、利用登録者を増やしていきたい。

②住まいについて

- ・横手市居住支援協議会と連携しながら、問合せに都度適宜対応したい。

「地域支援活動」

住民主体による活動の「つどいの和 りんりん」への送迎や諸準備など後方支援を継続して行います。また、「りんりん」以外での地元地域での活動の幅を広げていきたい。

【主な活動内容】

- ①専門講座等の実施
- ②法人資源の活用（法人の車両等）
- ③「つどいの和りんりん」の送迎補助など
- ④ボランティア活動（地域のクリーンアップ活動など）

地域の実情に合わせた活動をしていく。一人暮らしの方が可能な限り住み慣れた自宅で過ごせるような困りごとがあるのか、何があれば生活を継続できるのかを把握する。